

関西社会学会会則

1956年5月26日制定
1964年5月16日改正
1970年5月23日改正
1975年5月24日改正
1980年6月7日改正
1988年5月28日改正
1996年5月25日改正
1998年5月23日改正
2000年5月27日改正
2002年5月27日改正
2004年5月22日改正
2011年9月1日改正
2012年4月1日改正
2012年5月26日改正
2021年6月5日改正

第1条 本会は関西社会学会と称する。

第2条 本会は関西地区における社会学の発展を推進し、かつ会員相互の研究上の連絡を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 年次大会の開催
2. 研究会、講演会等の開催
3. 機関誌の発行
4. その他必要な事業

第4条 本会は主として関西地区に在住する社会学の専門研究者および社会学に関心を有する者をもって会員とする。

第5条 本会に入会しようとする者は、会員1名の紹介を要し、理事会の承認を受けるものとする。

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名
理事 若干名（常任理事、研究活動担当理事、編集担当理事、会計・総務担当理事を含む）
監事 2名

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は会務を主催し本会を代表する。
2. 常任理事は会長を補佐する。
3. 研究活動担当理事は本会における研究活動の計画と推進をはかる。
4. 編集担当理事は本会の学会誌の編集の任にあたる。
5. 会計・総務担当理事は、予算決算案の策定、長期財政の検討、その他財務に関する事項をつかさどる。
6. 会計・総務担当理事は、本会事務全般（庶務、会計、涉外等）を処理する。
7. 監事は会計を監査する。

第8条 本会の運営は理事会によって行う。

第9条 役員の選出は次による。

1. 役員は、その任期を1期3ヵ年とする。2期連続して役員になることはできない。また、通算して5期以上役員になることはできない。

2. 理事、監事は会員によって選挙し、会長、常任理事および研究活動担当理事、編集担当理事、会計・総務担当理事は理事会において互選する。
3. 上記第2項の選挙によって選出される理事のほかに、会員の中から理事会の承認を経て、会長が理事を委嘱することができる。

第10条 理事会は会務の処理のため必要があるときには、期間を定めて、特別委員会を設けることができる。

第11条 本会は顧問を置くことができる。顧問は理事会の推薦による。

第12条 本会は参与を置くことができる。参与は理事会の推薦による。

第13条 総会は年1回年次大会の際に開催する。但し必要のある場合は臨時総会を開くことができる。

1. 総会で議決を行う場合には、出席者の過半数の賛成によって決するものとする。

第14条 本会の経費は会費、寄付金等をもってこれにあてる。会費は年額6,000円（ただし学生・院生は4,500円。本会所属期間が20年以上で、当該年度4月1日現在にて65歳以上で、常勤職に就いていない会員は3,000円）とする。

第15条 会員の義務を怠る者は理事会の議を経て除名することができる。

附則

第1条 本会事務局の設置場所は、理事会の議を経て、会長がこれを定める。

1. 本会事務支局の設置場所を、〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入西大路町146番地 中西印刷(株)内とする。

第2条 本会の会計年度は毎年4月1日より3月31日までとする。

第3条 本会則の変更は総会の議を経なければならない。

第4条 本会則は1956年5月26日より施行する。

第5条 本会則でこれまで用いていた和暦は、2021年6月5日より西暦に変更する。